

岩手県告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、動物愛護管理センターの整備及び管理運営に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担について、次のとおり連携協約を締結した。

令和7年1月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

動物愛護管理センターの整備及び管理運営に係る事務を連携して処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める協約

（趣旨）

第1条 この協約は、岩手県と盛岡市が、盛岡市三ツ割四丁目地内に共同して動物愛護管理センターを整備し、岩手県と盛岡市の動物の愛護及び管理に関する拠点施設として効率的かつ安定的に管理運営するため、必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 岩手県と盛岡市は、動物愛護管理センターの整備及び管理運営に係る事務（以下「事務」という。）の実施に当たっては、役割分担を明確にし、相互に連携を図るものとする。

（事務の内容及び役割分担）

第3条 事務の内容及び役割分担は、別表に定めるとおりとする。

（経費負担）

第4条 事務の実施に係る経費の負担割合は、岩手県と盛岡市それぞれ2分の1を基本とする。

（連絡会議）

第5条 岩手県と盛岡市は、事務の実施に係る連絡調整を図るため、定期的に連絡会議を開くものとする。

（職員の身分、給与、服務等）

第6条 動物愛護管理センターに配置する職員の身分、給与、服務等は、岩手県と盛岡市の協議により別に定める。

（協議）

第7条 岩手県と盛岡市は、事務の実施に当たり、条例、規則等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ協議するものとする。

（協約の変更及び廃止）

第8条 この協約を変更し、又は廃止しようとするときは、岩手県と盛岡市が、あらかじめ協議するものとする。

（補則）

第9条 この協約に定めるもののほか、この協約の実施に関し必要な事項は、岩手県と盛岡市が協議して定めるものとする。

附 則

この協約は、岩手県及び盛岡市の地方自治法第252条の2第2項の規定による告示の日から施行する。

別表（第3条関係）

事 務	内 容	役割分担	
		岩手県	盛岡市
事業計画に係る事務	整備基本計画の作成	盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
設計及び施工に係る事務	基本設計及び実施設計に関する監理	岩手県が主体となり、盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
	施工に関する監理	岩手県が主体となり、盛岡市と相互に連携しながら実施する。	岩手県と相互に連携しながら実施する。
管理運営に係る事務	施設の維持管理並びに	盛岡市と相互に連携しながら実施す	岩手県と相互に連携しながら実施す

事業の企画及び運営

る。

る。